

◎新潟県告示第116号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年2月10日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 指定する形質変更時要届出区域  
燕市東太田字往来西1564番の一部、1565番4の一部、1565番5の一部、1565番6の一部、1565番7の一部及び1566番の一部
- 2 土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類  
シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン